

# 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱

平成21年1月27日付け20農振第1569号  
最終改正 平成21年5月29日付け21農振第432号  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

農村の活性化には、それを担う人材が必要となるが、高等教育機関や安定した就業の場が少ないことなどから、農村では青年層を中心に都市部への人口流出などが進み、活性化の担い手となる人材が不足している。

一方、都市住民の間では農村への関心が高まっており、また、都市住民が農村と協働して農村活性化に向けた取組に携わり、外部の者ならではの「気付き」をきっかけとして、農村の活性化が進展している事例も見られる。

このように、都市と農村の協働は、農村の活性化を図る上で有効な手段の一つであると考えられるが、その推進のためには、農村と都市部等の人材をつなぐ有効かつ汎用性の高い仕組みの存在が必要である。

このため、農村活性化人材育成派遣支援モデル事業（以下「本事業」という。）において、農村地域における活性化活動への従事を希望する都市部等の人材の活用を主な目的とする人材育成システムの構築に向け、人材の育成や都市と農村をつなぐ能力を持った仲介機関に対して支援を行い、農村の自立的な活性化を担う人材の育成・確保を安定的に支える仕組みの構築を図ることとする。

## 第2 事業内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

### 1 事業推進会議の設置・運営

事業実施主体は、事業全体の推進及び地域活性化を担う人材の育成確保を安定的に支える仕組みについて検討を行う事業推進会議を設置し、運営する。

### 2 農山漁村と人材のマッチング

#### (1) 農山漁村の現状調査及び研修人材の受入可能地区の設定

農山漁村が抱える課題及び農山漁村の活性化に必要な人材の情報について把握するための調査を行うとともに、3の(2)の研修の対象となる地区を設定する。

#### (2) 研修人材の募集

農山漁村での地域資源の利活用による活性化活動を希望する人材（以下「研修人材」という。）の募集等を行う。

#### (3) 農山漁村と研修人材の相互調整

(1)の調査結果及び(2)の募集に基づき応募した研修人材の適性及び技能を踏まえて、各研修人材ごとの受入先となる地区を決定する。

### 3 研修の実施

#### (1) 研修内容の企画・立案

農山漁村での実践研修に関する具体的な研修内容の企画・立案を行う。

#### (2) 実践研修

(1)で企画・立案した内容に基づき、研修の事前説明を行うとともに、農山

漁村において実践的な研修を行う。

(3) 実践研修の指導

研修人材に対し、受入地区における(2)の実践研修の成果を高めるための指導を行う。

(4) 実践研修の効果検証

(1)で企画・立案した内容の実施結果を確認し、受入先における活性化の効果を検証する。

4 事業成果の普及

活性化を担う人材の育成・確保を安定的に支える仕組みに関する発表会等を開催し、本事業の成果を普及する。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された地域住民団体、農林漁業者の組織する団体、NPO法人、観光協会、大学、企業等の団体とする。

第4 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 1 本事業の取組を通じて都市と農村の協働の推進のために、農村と都市部等の人材をつなぐ有効かつ汎用性の高い仕組みを構築しようとするものであること。
- 2 本事業で得られた成果について、その利用を制限せず、広く公共の用に供する(他の事業実施主体がある場合のその者に対する情報提供等を含む。)ことができるものであること。

第5 事業実施期間

本事業の事業実施期間は平成21年度から平成25年度までの5年間とする。

第6 事業実施等の手続

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施計画書(以下「実施計画書」という。)を作成して、農村振興局長に提出し、その承認を得るものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める実施計画書の重要な変更を行う場合にあっては、1に準じて行うものとする。

第7 事業実施結果の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施結果について取りまとめ、農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施結果報告書を農村振興局長に提出するものとする。

第8 事業評価結果の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の評価結果を取りまとめ、農村活性化人材育成派遣支援モデル事業評価結果報告書を農村振興局

長に提出するものとする。

#### 第9 事業の推進体制

国は、本事業の適性かつ円滑な推進に資するため、本事業の実施に必要な指導及び助言に当たるとともに、事業実施主体に対し、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

#### 第10 助成

- 1 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に助成を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、研修人材が第2の2の(2)の研修を受けるに当たっては、1の助成金の中から農村振興局長が別に定める費用を研修人材に支給するものとする。

#### 第11 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

#### 第12 その他

この要綱の平成21年5月29日付け21農振第432号農林水産事務次官依命通知による改正前に採択された事業実施主体の事業実施に関しては、なお従前の例による。